

(公印省略)

2 福介連指第 73 号-2
令和 3 年 3 月 31 日

各介護予防・日常生活支援総合事業 管理者様

福岡県介護保険広域連合事業課長
(事業課監指定係)

令和 3 年度介護報酬改定等に伴う令和 3 年 4 月適用分の加算等の
届出の提出について

日頃より、当広域連合介護保険行政の運営にご協力いただきありがとうございます。

標記の件について、下記のとおりとしますので、ご確認のうえ提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 令和 3 年 4 月適用分の加算等の届出の提出期限

令和 3 年 4 月 15 日 (木) まで【必着】

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については当広域連合の事業所電子申請システムを利用して申請いただきますようお願いいたします。

- 2 提出先

福岡県介護保険広域連合本部事業課指定係

- 3 提出方法

原則郵送

- 4 その他

- ・ 提出期限までに提出されたものは、4 月 1 日に遡って加算等を適用する取扱いにします。
- ・ 届出を提出する際は、令和 3 年度介護報酬改定等に伴って新設又は改定される加算だけでなく、従来どおりの加算についても一緒に届出を行ってください。今回の介護報酬改定等を伴わない従来通りの加算についても、提出期限は同様に令和 3 年 4 月 15 日までとなります。

- ・ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、当広域連合の事業所電子申請システムを利用して申請してください。
- ・ 総合事業だけでなく訪問介護や通所介護の指定を受けている事業所において、その事業の指定権者（福岡県など）へ変更の届出を行っても、総合事業分については反映されませんので、当広域連合が総合事業の指定を行っている事業所については必ず広域連合へも届出を行ってください。このことにより届出が遅延すればその分総合事業の加算算定開始時期も遅れることとなりますのでご注意ください。

【問合せ先】

福岡県介護保険広域連合事業課

指 定 係 TEL：092-981-9074

監査指導係 TEL：092-981-9075

給 付 係 TEL：092-981-9073